

岐阜県母子父子寡婦福祉資金貸付金のご案内

貸付金制度について

この資金は、母子家庭、父子家庭、寡婦の方の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため所要の資金を貸付けることを目的としています。また、貸付金は、必ず償還していただき、それをもとに他の必要な方へ貸付ける仕組みとなっています。



▼この貸付制度を利用できるのは次の方です。（岐阜市除く）

- 母子家庭の母
- 父子家庭の父
- 寡婦及び40歳以上の配偶者のいない女子
- 母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない20歳未満の児童（就学支度資金・修学資金・就職支度資金・修業資金のみ）

▼対象となる資金には次のものがあります。（12種類）

事業開始…新たに事業を開始するために必要な設備・什器・機械等の購入資金
事業継続…現在営んでいる事業を継続するために設備・什器・機械等の新たな購入資金
就職支度…就職するために必要な資金
医療介護…医療又は介護を受けるために必要な資金
技能習得…知識や技能を習得するために必要な資金
生活…生活安定維持のため必要な資金
転宅…住居の移転に際し必要な資金
住宅…現に居住する住宅の補修・改築や建設購入に必要な資金
修学…子が高校、大学、専門学校等に就学するために必要な授業料等に充てるための資金（※）
修業…子が就職するため知識や技能を習得するために必要な授業料等に充てるための資金（※）
就学支度…子が高校、大学、専門学校等に入学する際に必要な入学金等に充てるための資金（※）
結婚…子の婚姻に際し必要な資金
なお、資金毎に、貸付限度額、貸付期間、償還期間、利子等の条件が異なります。
※修学、修業、就学支度の3つの資金については、無利子で貸付をいたします。
※また、就学支度資金については、合格前から貸付申請を行うことが可能となっています。

貸付けを受けるには・・・

▼貸付けを受けるための条件

1. 原則、児童扶養手当を受給している又は同等の所得水準の方です。
2. 修学・修業・就職支度・就学支度資金の貸付けについては、貸付申請者とともにその児童（子）も連帯借受人として加わらなければなりません。

▼申請手続き（申請～貸付金振込におおよそ3ヶ月程かかりますので、相談はお早めをお願いします。）

1. 貸付申請書及び必要書類をお住まいの市福祉事務所（町村にお住まいの方は、お近くの県事務所福祉課）に提出してください。受付後、申請者・連帯保証人・連帯借受人の方に貸付けについて面接を行います。
2. 県で母子父子寡婦福祉資金貸付委員会に諮った後、貸付けの承認・不承認を決定します。

▼貸付金の交付

貸付決定した翌月の25日（休日の場合は前日）に指定口座への振込みとなります。

修学資金等の継続貸付資金は、2回目以降は5月と10月に6ヶ月分毎の貸付けとなります。

入学前に就学支度資金の前倒決定を受けた場合は、借用書の提出後約2週間後に指定口座の振込みとなります。

▼貸付けの停止

母子家庭（父子家庭又は寡婦）でなくなったときや、岐阜市もしくは他の都道府県へ転出した場合、又は修学、修業、技能習得及び生活資金の借受人やその児童（子）が死亡、又は修学をやめたときは、貸付けは停止されます。貸付中に該当となった場合には、お住まいの市福祉事務所（町村にお住まいの方は、お近くの県事務所福祉課）へご相談ください。

償還方法は・・・

貸付終了（卒業）後、一定の措置期間の後、償還を開始します。

償還方法：月賦・半年賦・年賦（資金の種類により定められています。）

支払期日は償還月の25日（休日の場合は翌日）です。

償還期間：資金ごとに期間が定められています。（最長10年）

納期は
必ずお守り
ください！

▼違約金

支払期日までに償還されない場合は、支払期日の翌日から支払日当日までの日数により計算した違約金（延滞元利金額につき3%）（※平成27年3月31日までの違約金計算においては年10.75%、令和元年3月31日までは年5%）が徴収されます。

▼償還金の支払猶予

災害、盗難、疾病、負傷、その他やむを得ない理由により支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったとき（ただし、連帯借受人が償還できる場合は猶予することはできません）、及び修学、就学支度資金の連帯借受人が引き続き高校・大学等に修学するときは、その卒業まで償還金の支払いを猶予することができます。支払猶予の申請を行う場合には、事由を証する書類とともに申請をしてください。

その他・・・

▼他制度との関係

修学資金において、日本学生支援機構及びこれに類する県、市町村育英資金を受けている方（受ける予定の方）には貸付けできない場合がございます。また、大学や専門学校等に進学する方で、高等教育の修学支援新制度（入学金及び授業料の減免、給付型奨学金）を利用する場合、原則、減免額や給付額を差し引いた額を限度額として貸付けます。差し引く前の限度額で貸付けた場合、差額分について給付（還付）があった日から6ヶ月以内に償還が必要となります。

▼次のような場合には、届け出が必要です。

- ・母子家庭（父子家庭又は寡婦）でなくなったとき
- ・借受人やその児童（子）が死亡したとき
- ・修学等をやめたとき
- ・住所、氏名、保証人を変更するとき
- ・振込口座の変更、または償還金の口座振替（変更・停止）をするとき
- ・その他、異動が生じた場合

↓詳しくは下記までお問い合わせください。

＊＊お問い合わせ先＊＊

岐阜県子ども・女性部 子ども家庭課 家庭支援係

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 電話：058-272-8326